

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年8月25日
【中間会計期間】	第4期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	桃太郎源株式会社
【英訳名】	Momotaro-Gene Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩 見 均
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区柳町一丁目12番1号岡山柳町ビル4階
【電話番号】	086-238-7848
【事務連絡者氏名】	取締役 伊 達 尚 範
【最寄りの連絡場所】	岡山県岡山市北区柳町一丁目12番1号岡山柳町ビル4階
【電話番号】	086-238-7848
【事務連絡者氏名】	取締役 伊 達 尚 範
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	—	—	—	100	10,500
経常損失 (△) (千円)	△8,556	△71,012	△74,475	△98,241	△127,870
中間(当期)純損失 (△) (千円)	△9,673	△76,783	△79,368	△100,854	△135,615
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	54,000	118,000	196,000	88,000	142,800
発行済株式総数 (株)	2,950	3,590	4,370	3,290	3,830
純資産額 (千円)	71,281	31,318	49,117	48,101	22,085
総資産額 (千円)	71,937	53,463	53,828	106,997	31,302
1株当たり純資産額 (円)	24,163.27	8,723.71	11,239.67	14,620.42	5,766.53
1株当たり中間(当期)純損失金額 (△) (円)	△3,454.98	△22,320.65	△19,358.15	△33,957.71	△38,094.19
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	99.08	58.57	91.24	44.95	70.55
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△14,393	△107,037	△74,515	△41,090	△182,192
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,141	△5,343	△4,351	△2,575	△9,353
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	60,000	60,000	106,400	128,000	109,600
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	65,274	52,761	50,730	105,142	23,197
従業員数 (名)	—	1	5	1	3

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税の会計処理は、第3期のみ税込方式、その他の期は税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	5
---------	---

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間の売上高はありませんでした。また、営業損失は、74,622千円と前年同期と比べ3,275千円(4.6%)の損失の拡大となりました。経常損失は、74,475千円と前年同期と比べ3,462千円(4.9%)の損失の拡大となり、中間純損失は、79,368千円と前年同期と比べ2,585千円(3.4%)の損失の拡大となりました。

セグメントの業績については、治療薬研究開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、50,730千円と前年同期と比べ2,030千円(3.8%)の減少となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純損失が78,826千円と前年同期と比べ2,469千円(3.2%)の損失の拡大となりました結果、△74,515千円と前年同期と比べ32,522千円(30.4%)の支出の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得による支出がありました結果、△4,351千円と前年同期と比べ992千円(18.6%)の支出の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入がありました結果、106,400千円と前年同期と比べ収入が46,400千円(前年同期は60,000千円)の収入の増加となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における売上高はありませんでした。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当中間会計期間の研究開発活動は、米国食品医薬品局(FDA)へのIND申請（治験申請）が、平成22年3月末に日本の遺伝子治療製剤ではアンジェスMG(株)に次ぐ2例目として受理されておりましたが、平成22年度は米国での患者リクルートが進まず、当初、想定していた東海岸から西海岸の研究機関への臨床サイトの拡張を余儀なくされ、資金的な制約からも迅速な推進がなかなか困難な状況となっています。一方で、平成21年8月に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（「NEDO」）が実施する「イノベーション推進事業」に採択された当社の「悪性中皮腫に対するREIC 発現アデノウィルス製剤の臨床開発事業」において、本剤と全く同一のコンストラクトで、量的、質的な面が改善されたAd-REIC製剤のGMP製造（Good Manufacturing Practice）は順調にすすんでおり、本年度末までには、GMP製造を完了できる予定です。

なお、当中間会計期間における当社が支出した研究開発費の総額は39,070千円であります。また、当社は、治療薬研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間期末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間会計期間における売上高はありませんでした。

一方、臨床試験や外部検定費用などの研究開発費39,070千円、国内及び海外の特許権取得に係る減損損失4,351千円等がありましたことから、中間純損失が79,368千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間は、第三者割当により普通株式を540株発行しましたことから、資本金が54,800千円、資本準備金が54,800千円増加しました。

この結果、純資産合計は49,117千円の資産超過となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間における現金及び現金同等物の期末残高は2,030千円減少し50,730千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、△74,515千円となりました。これは主に税引前中間純損失78,826千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、△4,351千円となりました。これは無形固定資産（特許権）の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、106,400千円となりました。これは第三者割当により普通株式540株の発行がありましたことによるものです。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000
計	50,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,370	4,370	非上場	(注)
計	4,370	4,370	—	—

(注) 当社は単元株制度を採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権

平成19年11月5日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成21年12月15日～ 平成29年12月15日	平成21年12月15日～ 平成29年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認めた場合には、行使できるものとする。 ②新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。	①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認めた場合には、行使できるものとする。 ②新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。	新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

② 第2回新株予約権

平成20年5月30日の定時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	90	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90	90
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成22年6月10日～ 平成30年6月10日	平成22年6月10日～ 平成30年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認めた場合には、行使できるものとする。 ②新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。	①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認めた場合には、行使できるものとする。 ②新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。	新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月7日 (注)1	160	3,990	16,000	158,000	16,000	148,000
平成22年5月6日 (注)2	180	4,170	18,000	176,000	18,000	166,000
平成22年8月10日 (注)3	160	4,330	16,000	192,000	16,000	182,000
平成22年8月13日 (注)4	40	4,370	4,000	196,000	4,000	186,000

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
 割当先 岡山ガス(株)、カーツ(株)、貝畑 雅二、他3社、2名
2. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
 割当先 中銀投資事業組合3号、(株)成通企画、千原 行喜、他、1社、2名
3. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
 割当先 (株)トマト銀行、矢吹 甚吾、他、3社、4名
4. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
 割当先 (株)サンヨープレジャー、(株)誠屋

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
公文 裕巳	岡山県岡山市南区	576	13.18
公文 操子	高知県高知市	550	12.59
那須 保友	岡山県岡山市南区	215	4.92
渡部 昌実	岡山県岡山市北区	200	4.58
株式会社リクルート	東京都中央区銀座八丁目4番17号	158	3.62
藤尾 幸司	千葉県我孫子市	150	3.43
塩見 均	岡山県岡山市北区	150	3.43
中銀投資事業組合3号	岡山県岡山市北区丸の内一丁目14番17号	150	3.43
イーピーエス株式会社	東京都新宿区津久戸町1番8号 神楽坂AKビル8階	150	3.43
株式会社成通企画	岡山県岡山市北区駅前町一丁目1番1号	150	3.43
計	—	2,449	56.04

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,370	4,370	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,370	—	—
総株主の議決権	—	4,370	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士小橋仙敬氏による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成22年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,197	50,730
売掛金	4,510	—
立替金	—	37
未収入金	540	619
前払費用	99	99
流動資産合計	28,347	51,488
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	※1 2,680	※1 2,065
有形固定資産合計	2,680	2,065
投資その他の資産		
敷金	275	275
投資その他の資産合計	275	275
固定資産合計	2,955	2,340
資産合計	31,302	53,828
負債の部		
流動負債		
未払金	7,102	2,324
未払費用	184	229
預り金	519	867
未払法人税等	847	542
賞与引当金	562	747
流動負債合計	9,216	4,710
負債合計	9,216	4,710
純資産の部		
株主資本		
資本金	142,800	196,000
資本剰余金		
資本準備金	132,800	186,000
資本剰余金合計	132,800	186,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△253,514	△332,882
利益剰余金合計	△253,514	△332,882
株主資本合計	22,085	49,117
純資産合計	22,085	49,117
負債純資産合計	31,302	53,828

② 【中間損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
売上高	—	—
売上原価	—	—
売上総利益	—	—
販売費及び一般管理費	71,346	74,622
営業損失 (△)	△71,346	△74,622
営業外収益	※1 333	※1 147
経常損失 (△)	△71,012	△74,475
特別損失	※2 5,343	※2 4,351
税引前中間純損失 (△)	△76,356	△78,826
法人税、住民税及び事業税	426	542
法人税等合計	426	542
中間純損失 (△)	△76,783	△79,368

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	88,000	78,000	78,000	△117,898	△117,898	48,101	48,101
当中間期変動額							
新株の発行	30,000	30,000	30,000			60,000	60,000
中間純損失（△）				△76,783	△76,783	△76,783	△76,783
当中間期変動額合計	30,000	30,000	30,000	△76,783	△76,783	△16,783	△16,783
当中間期末残高	118,000	108,000	108,000	△194,681	△194,681	31,318	31,318

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	142,800	132,800	132,800	△253,514	△253,514	22,085	22,085
当中間期変動額							
新株の発行	53,200	53,200	53,200			106,400	106,400
中間純損失（△）				△79,368	△79,368	△79,368	△79,368
当中間期変動額合計	53,200	53,200	53,200	△79,368	△79,368	27,031	27,031
当中間期末残高	196,000	186,000	186,000	△332,882	△332,882	49,117	49,117

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△76,356	△78,826
減価償却費	—	615
受取利息及び受取配当金	△15	△6
減損損失	5,343	4,351
売上債権の増減額(△は増加)	—	4,510
未収入金の増減額(△は増加)	1,132	—
未払金の増減額(△は減少)	△37,120	△4,777
その他	259	459
小計	△106,757	△73,674
利息及び配当金の受取額	15	6
法人税等の支払額	△296	△847
営業活動によるキャッシュ・フロー	△107,037	△74,515
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△5,343	△4,351
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,343	△4,351
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	60,000	106,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,000	106,400
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△52,381	27,533
現金及び現金同等物の期首残高	105,142	23,197
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 52,761	※ 50,730

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

出資金

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～5年

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末における計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成22年 9 月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	一千円	615千円

2 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 営業外収益の主要な内容は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
補助金収入	一千円	128千円
為替差益	300千円	一千円

※ 2 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前中間会計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

当中間会計期間において、以下の資産グループについて、将来の収益性がないと判断し、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

内容	種類	減損損失
国内及び海外の特許申請費用	特許権	5,343千円

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

当中間会計期間(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

当中間会計期間において、以下の資産グループについて、将来の収益性がないと判断し、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

内容	種類	減損損失
国内及び海外の特許申請費用	特許権	4,351千円

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,290	300	—	3,590

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 300株

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,830	540	—	4,370

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 540株

2 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	300	—	—	300	—
第2回新株予約権	普通株式	90	—	—	90	—
合計		390	—	—	390	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	300	—	—	300	—
第2回新株予約権	普通株式	90	—	—	90	—
合計		390	—	—	390	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
現金及び預金	52,761千円	50,730千円
現金及び現金同等物	52,761千円	50,730千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(平成22年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	23,197	23,197	—
(2) 売掛金	4,510	4,510	—
(3) 未収入金	540	540	—
資産計	28,247	28,247	—
(1) 未払金	7,102	7,102	—
(2) 未払費用	184	184	—
負債計	7,287	7,287	—

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	50,730	50,730	—
(2) 未収入金	619	619	—
資産計	51,350	51,350	—
(1) 未払金	2,324	2,324	—
(2) 未払費用	229	229	—
負債計	2,553	2,553	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成22年3月31日)	当中間会計期間 (平成22年9月30日)
敷金	275	275
合計	275	275

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、治療薬研究開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する固定資産がないため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、治療薬研究開発事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当中間会計期間 (平成22年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	5,766円53銭	11,239円67銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	22,085	49,117
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	22,085	49,117
普通株式の発行済株式数(株)	3,830	4,370
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	3,830	4,370

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(2) 1株当たり中間純損失金額	△22,320円65銭	△19,358円15銭
(算定上の基礎)		
中間純損失金額(千円)	△76,783	△79,368
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	△76,783	△79,368
普通株式の期中平均株式数(株)	3,440	4,100

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年6月2日

桃太郎源株式会社
取締役会 御中

小橋公認会計士総合事務所

公認会計士 小 橋 仙 敬 ⑨

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている桃太郎源株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、桃太郎源株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。